

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コトボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「いつ誰が倒産・失業するかわからない年」	上野 建一	2
山川均『社会主義への道』を読む	近江谷 左馬之介	3
歴史の必然に確信をもつ	坂牛 哲郎	7
――ますます輝く『共産党宣言』――	西 直子	10
「ぜったい負けへん、あきらめへん」	――職場復帰をもとめまもなく九年目の裁判闘争――	
審議の在り方に大きな疑問	三木 信之介	14
――労働法制の論議は国会へ――		
「かれん誅求」の時代の始まり	滝野 忠	16
――橋本「行革会議」と国民生活――		
「漂流」を始めたユニオン連合	伊勢 太郎	20
――運動前進のために何が必要か――	奥池 賢二	21
むしりとれ!	勝利解決	23
――国労名寄闘争団――		
読者からのおたより	編集部だより	6

# 刊 旬 社 会 通 信

NO. 691

一九九八年一月一日合併号

一九九八年一月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## いつ誰が倒産・失業するかわからない年

一九九八年は不況が一層深化するなかで幕を開いた。今日の不況情況は一九三〇年代の昭和恐慌を思い出させる。当時の浜口雄幸首相（大蔵官僚出身・二九年七月内閣組織）は、日銀出身の井上準之助蔵相と共に、第一次大戦後の慢性的不況と、国際収支の改善による日本経済の再建をめざした。政府はまず財政の緊縮（デフレ政策）、産業の合理化政策を推進した。この産業合理化は独占資本の国際競争力を強化するねらいであることはいつの時代でも同じである。そして三〇年一月から「金解禁」を実施した。「金解禁」とは、当時世界経済を主導している、いわゆる自由主義経済・自由貿易に積極的に参加するために金本位制に復帰することであった。しかし二九年十月、「繁栄を謳歌」していたアメリカのウォール街に株式の大暴落が起こっており、恐慌は翌三〇年にはヨーロッパを経て日本に押し寄せてきている。

浜口内閣の金解禁をはじめとする財政政策は世界恐慌の来襲に対しては「嵐に向かって窓を開く」ことになったのであった。その結果、多くの工場が閉鎖され（三〇年中につぶれた会社が八二三社、失業者は二〇〇万人以上）、農家の低い所得はさらに半額に落ち込んだ。当時の日本農業を支えていたのは「米とまゆ」であったが、米が安い植民地米の輸入もあつて半値以下、まゆがアメリカへの輸出が激減して三分の一以下に暴落した。都市で失業した労働者（ことに失業子女が多い）は農村にあふれた。昭和恐慌のしわ寄せは、当時の多くの労働者の出身地である農村に集中した。そのため戦争へ進んだ日本の「ファシズム台頭の重要な土壌となった」のである。

今の日本経済は全ての面で巨大化し、独占資本の多くも多国籍企業に発展し、世界大競争の場へ突入している。しかし勤労国民・労働者の立場に立ってみれば、昭和恐慌のときも現在の支配者・財界の働く者へ犠牲を押しつけるやり方は基本的には同じである。山一証券などの倒産は、「いつ誰が倒産し、いつ誰が失業するか分からない」ということを勤労国民に教えている。ことに中小零細工業の倒産に政治も社会も目もくれない。失業した人間の生存を今の社会は保障してはいない。資本主義・独占は自分自身の存立のために働く人たちがや中小零細企業を「窮乏化し、抑圧し、隷従化し、墮落させ、搾取を強化する」のである。

一九九八年は、これに抵抗・反抗し、働く人達をより結集して、勤労者・労働者の組織を充実させる年にしなければならない。まさに「大衆の中へ」入り、われわれは働く人達の意識を高め、共に運動のなかで自主的にたたかいが前進するよう全力をあげなければならない。

これから日本の勤労者・労働者のいのちとくらしを守るたたかいは、働く者の反抗・抵抗を基礎にしながらも政治の問題として前進させなければならない。現在の勤労者大衆の多くは、資本主義のイデオロギー的支配下におかれている。大労働組合の幹部や勤労者の党であるべき社民党に至るまで総保守体制の下に巻き込まれている。新保守体制の中に分解しているといっても過言ではない。財界・独占の権力政党である自民党の補完勢力となっている社民党に、今なお幻想をもつものがあるのは、新保守主義のイデオロギーの枠の

中から脱しきれないからである。

われわれの今年のたたかいはこの前半は、参議院選挙に集約される。このたたかいで勝敗は、当面の労働者、勤労者階層の命運がかかっている。

(上野 建一)

## 山川均『社会主義への道』を読む

ある碩学の随筆に、毎正月には年の事始めとして精選した良書を読むとあった。これを知って、せめてそのくらいはこの先達の驥尾に付したいと考え、私も正月に読む本を選ぶことにしている。そこで押し付けがましく、またたいへんにお節介なことであるが、本誌の読者に、正月用の書物として山川さんのこの著作を推薦し、その内容を、私の意見も少しまじえてのべさせていただくことにした。ただし、全六講からなるこの労大新書の著作のうち、第四講「社会主義革命の諸問題」のみを取り上げるにとどめた。紙面の都合上からである。

山川さんは天才肌の明敏さとわが国の社会主義運動の歴史そのものをその身に体现されておられるような巨匠である。巨匠たる人物のもつ資質からして、いずれの山川論文の文意には深みと幅がある。そのうえ山川流の逆説的表現や辛辣な皮肉もそれにまま重なることがあるので、その理解は一筋縄ではゆかないばかりもある。それがまた著者の魅力でもあるが、一九五五年八月の日付がふされているこの著作は、労大での講座のテキストにご自身が手を加えられたものであつて、できるだけわかりやすくのべられている。

### 一

第四講の第一項には「政権の獲得と政権の維持」という題目がついている。そして問題はつぎのように提起されている。かりに浮動層（これは今日のいわゆる「無党派層」と同じ意味である）の動向によつて、社会主義政党が政権をひとたび獲得し、しばらくしてそれを手放し、そしてまた獲得するというようなことが繰り返されても、ただそれだけでは資本主義国家のなかで起きた「政変」にすぎないのであつて、そのつど国家権力の労働者階級への移行を意味する「革命」がおきたわけではない。

「革命」とは、労働者階級がひとたび「獲得」した政権を握りしめて、それをなんとしても「手放さない」というような無理強いをしないでも、国民の圧倒的多数の支持にもとづいて政権を「手放さ」ないですむような、すなわちその政権を維持しつづけられるような条件がととのっている場合にはじめていえるものだ、著者はのべている。すなわち、革命というものは、それが維持されうる場合にはじめて、意味をもつものなのである。

第二項は「暴力革命と平和革命」、すなわち革命の方式の問題である。暴力革命が武力の行使による内乱の形をとることは、読者のすでに知ることであろう。だから、この革命方式を武力革命という端的な言葉でいいあらわすこともできる。

しかし、平和革命もまたたたかひである事実には変わりはない。それゆえ、絶対に平和的に進行する平和革命などは想定しがたい。山川流にいえば「考えうるもつとも平和的な平和革命のばあいでも、群集のあいだでなぐりあひの一つぐらひは起きるかもしれない」(一〇四ページ)のである。だから、革命を、いわば表面的にみる限りでは、それを二つの方式に峻別することなどできないと、著者はのべる。問題は革命の二つの方式の根底に

あるそれぞれの「決定的要因」がなにかなのであり、それが武力であるか、それとも議会制民主主義の制度であるかの違いである。

このこともわれわれのすでに知るところであるが、それとの直接のかかわりで、山川さんはのべている。「社会主義革命が平和的な様相でおこなわれるためには、民主主義が政治上の制度としても、一般国民の行動の訓練としても、すくなくともある水準にまで発達しているということが、絶対的な条件」であり「そして民主主義が実現されていることは、労働階級が暴力がいの実力によってブルジョアジーの政権をくつがえし、ブルジョアジーの政権とともに資本主義の制度そのものを根底からくつがえすことが、労働階級の合法的なそして民主主義的な当然の権利として承認されており、承認されているばかりでなく、現実に行き実現する政治的自由が保証されている状態」(一〇五―一〇六ページ)にほかならないと。ここまでいうと、問題はさらに明確になるが、わが国における平和革命の必然性とは、国民の圧倒的多数の支持のもとでは、そうした条件がみたさるうるといふ確固たる展望にもとづいていえることなのである。

ついで、右の論旨をさらに確認するために、第三項「平和革命の絶対的な条件としての民主主義と労働階級」が論じられているが、この項は省略して、先をいそぐことにする。

つぎは第四項「社会主義政党政権をにぎるためと、政権をにぎったあとの議会制度」であるが、ここでも興味ある指摘がなされている。議会制民主主義というのは、もともと市民革命の所産であり、資本主義の政治的原理をなすものであるが、この制度や規範の適用が広げられ、選挙権が階級階層や男女の相違をとわず、一定年齢以上の国民全般にあたえられるようになったというのも、労働者を核心とした民主主義運動の成果であるといつてよいのである。そしてまた「労働階級にとつては、民主主義がもつとおし進められ政治的自由がいっそう拡大されることは、とりもなおさず勝利の必然性を強めることになる」(二〇九ページ)と、山川さんはのべている。

しかし、ブルジョアジーの立場はそうでない。国会の多数党を確保して、その政権を安定させるためには、みずからの政治的原理をなす議会制民主主義を狭めたり、歪めたりすることも辞さないのである。小選挙区制の採用への執念もその一例だと山川さんはのべているが、さらに「ブルジョアジーが政権を持ちつづけるために憲法の保証する民主主義と政治的自由を破壊するような手段を用いても、それが議会の立法という形式をつうじて行われるときは、民主主義的な手段と認められている」(一一一ページ)ことにも読者の注意をうながしている。

それならば、社会主義政党政権を掌握したばあいは、そのあとどのように議会制度を取り扱うであろうか。この政権は、必要な改修を加えて、それを継受するというのが、著者の回答である。そして、その理由はまことに明快であつて「議会制度にはおおくの欠陥があるにもかかわらず、根本的にこれと置き替えるような完全な民主政治の形態は、まだどこにも発見されていないからであります」(一一六ページ)というのである。

第五項「社会主義政党政権をにぎったならば」でのべられていることは、「社会主義政権を確立するための政策」あるいは社会主義建設をおこなう過渡期の「足がため」(一一五ページ)にかかわる措置であり、そしてその論述は第六項「民主主義の発達した形態―国民大衆の組織化」と直接につながるのであるが、このふたつの項のいずれをも貫くも

のは、社会主義における民主主義の問題である。そこで両項を一括して、山川さんがこの問題をどのように考えられていたかをのべることにする。

著者の主張は、つぎの言葉に要約される。「労働階級の歴史的使命の一つは、ブルジョアジーが中途で見捨てた民主主義をとりあげて、それを究極まで徹底させる」(一一六ページ)というのがそれである。いいかえれば、ほんらいは自由な個人の共同体であるべき社会がばらばらな個人に切り離され、その個人の意思が何年か一度の投票をつうじてそれも歪められた形で、議会の党派の構成に反映されることによって国政に参加するというのではなく、社会主義においては国の主権者である国民のひとりびとりの完全に自由な意思が直接的かつ恒常的に国家と経済の管理運営に組織的に反映される状況がくりだされるように工夫されなければならない。それが国民大衆の自由意志による組織化の意味であり、このことによつて、社会主義においては、ブルジョア民主主義の形態がただ継受され、保存されるというだけでなく、民主主義がさらに発展し、民主主義のあたらしい形態と内容が創造されることになると、山川さんは指摘している。(一一四―一五ページをみよ)

## 二

最後に、第七項「中間段階の政府としての社会党内閣」と第八項「社会主義政党的変質」をみることにする。この部分には山川さんご自身の執筆になる旧左社綱領の第八節「過渡的段階の政府」に相応する箇所である。

山川さんがどのようにして「過渡的政権」の構想をねりあげられたかは、山川研究の一つのテーマであろうが、ヨーロッパの労働運動も、三十年代の後半には、共産党の統一戦線政策と関連して、そのような政権の構想がすでにうちだされていた。しかし、旧左社綱領当時のわが国には、左派社会党の統一戦線のパートナーとなるような当事者能力をもつ政党は事実上、存しなかった。この点で、同じく「過渡的政権」といつても、ヨーロッパとは異なる日本の特殊事情のもとでそれは構想されたのである。ただし、その反面、のちにみるように「社会主義政党的変質」(これは、事実上、社会党的変質のことである)のばあいを想定した一項がとくにもうけられている。

過渡的政権の論議は、そのものとしては、さして理解しがたい問題ではない。それは、暴力革命のように、内乱をつうじていつきよに権力を奪取するばあいとは違って、議会制民主主義の制度や慣行がある水準に達している国々では、きつすいのブルジョア政権でもなく、さりとて社会主義政権でもない政権ができ、その成立も一回限りでなく、いく度かくりかえされる公算が大きいことはすでにのべたが、この政権は社会主義革命にいたる過程のなかでどのように位置づけられるかという問題なのである。

一言でいってしまえば、それは資本主義体制、あるいは同じことになるが、ブルジョア民主主義の枠をこえることはできないにしても、これに勤労者の立場を盛り込んでその枠を広げることが任務とする政府だということになる。いいかえれば「これを厳密な意味での社会主義を目標としている社会主義政党的立場からみれば」「ブルジョア政権から社会主義政権への準備的、過渡的、または中間的段階」(一一三―一三ページ)の政府であり、社会主義政党的政策と行動に即していえば、勤労者の立場から民主主義の枠を広げる任務をもった「第一段階」の政府であつて、それに一定の主體的、客観的条件のもとで(すなわち

革命的変革によって）社会主義政権が樹立される「第二段階」がつづくという意味で、「過渡的政権」というのである。

だから、この政府は、自らを支持する階級や階層の利益を代表し、かれらとのあいだの政治上の結びつき―これを山川さんは「政治上の共同戦線」（一三四ページ）とよぶのであるが―を強めることを基準とした政策の実現によって、その支持を拡大し、固め、将来の社会主義政権の基礎をきざすことを任務とするのである。

この著作はそのような政策の具体案を詳細に羅列していない。ここでの叙述は社会主義にいたる移行過程の道筋の説明にあてられたものだからである。かつて旧社会党がかかげ、いまでは新社会党がひきついでいる非武装・中立の立場はむろんのこと、勤労者の労働・生活条件の改善や社会保障政策の拡充などいわゆる「福祉国家」の方向をめざす諸政策（一二五ページ）を確実に実行する政権であり、それは「進歩的なブルジョア政党ならやっつけやれないことのない政策」（二二六ページ）をおこなう政権だと、著者はのべている。

かつて資本主義国家は「社会主義」と対抗すべく、「福祉国家」政策をとる適応力をもったが、いまではそのような余力を失い、それとは反対な「新自由主義」の逆コースを辿っている。もしそういえるのであれば「福祉国家」の要求は、いまでは「進歩的なブルジョア政党」でもなしがたい政策であり、むしろ現代資本主義の政策にたいする対案を総括する意味をもつにいたっているといつてよいかもしれない。その限りでは、いまでは、山川さんの意見も訂正が必要となったかに思われる。だがそのばあいでも、いな、ますますもって、山川さんの主張どうり、社会主義政党は「福祉国家」政策が自己目的ではなくて、それと最終目標である社会主義とのかかわりを明確にしなければならぬであろう。というのも、この政策要求そのものが、今では資本家的政策との対決の性格を強めているからであり、逆にそれを自己目的とするかぎりでは、いよいよもって資本家的政策の破綻を部分的に補填ないし修正する補完勢力の役割を演ずることになるからである。

後者のばあいを、山川さんは、「社会主義政党の変質」という。しかしと、山川さんはつづけている。そのばあいでも、「革命の意思と熱情と行動の能力とをもったもう一つのべつの社会主義政党が急速に成長して、変質した社会党が途中で捨て去った第二段階の任務―社会主義革命の任務―を自らの手にとりあげる」（一三九ページ）だろうというのである。そうしたべつの党が一つであるかいくつかであるかは事柄の本質には属さない。問題は、一党の命運のいかんにかかわらず、社会主義の必然性は自らを貫徹することにあるからである。

（元九州大学教授 近江谷 左馬之介）

## ◇ 編集部だより ◇

▽アジア発・東京経由・世界大恐慌が現実味をおびてきた。「山一をつぶしたのは大蔵省」、「日本も規制緩和に本気になった」との見解もあるが、これはマユツバだ。山一倒産直後の橋本首相、三塚蔵相のコメントは、何も知らなかったことを如実に示していたからだ。梶山や宮沢がこの問題にしゃしゃり出ていることは何よりの証拠である。

▽もし、橋本が日本の主権を大事にするのであれば、二千三百億ドルを超える外貨準備、日本が所有する三千五百億ドルに近い米国債の処理、売却で日本の金融システム危機「解

決」の方策を考えるのは当たり前の話だ。しかし、それをやろうとはしない。▽やれば「世界恐慌の導火線にはなるとおびえているからだ。「やって」も「やらなく」ても、グローバリゼーションが世界恐慌になる。一九九八年とはこういう年になる。

## 歴史の必然に確信をもつ

——ますます輝く『共産党宣言』——

### 正月ことはじめに『共産党宣言』を

一九九八年は、「共産党宣言」出版百五〇周年、向坂逸郎生誕百周年である。マルクス・エンゲルスは、『共産党宣言』により資本主義から社会主義に至る必然性を明らかにした向坂逸郎は、山川均と共にマルクス・エンゲルスに学び、日本における社会主義の道を示した。私が教えを受けた大内兵衛は、毎年正月二日「ことはじめ」に、まづ『共産党宣言』を読むという。たしかに「宣言」は一年のはじめ読むにふさわしい心をゆさぶる書物である。一八四八年「共産主義者同盟」、世にいう第一インターの綱領として起草された「宣言」は簡潔にして奥深く、唯物史観の真髄を生き生きと伝えてくれる。かつて週刊朝日の編集長をしていた扇谷正造は、その著書で、大内、向坂の文章を現代文の模範と推奨していたが、岩波文庫版では、この二人が「宣言」を訳している。文章は短く、無駄がない。文体はきびきびとして、力に充ちている。読むたびに新しいものを与えてくれる。

社会通信は、既に昨年十一月一日、二十周年記念集会で、『共産党宣言』と、社会主義の復権を取り上げ伊藤誠氏に講演して貰った。にもかかわらず、私が年のはじめに改めて「宣言」を取り上げたのは、九八年のたたかいはじめに当たって、「宣言」を基本とした現代日本、世界の研究は、欠かすことができない大切な課題となっているからである。

### たたかいは労働者階級の現状把握から

「今日まで、あらゆる社会の歴史は、階級闘争の歴史である」という力強いことばで、第一章「ブルジョアとプロレタリア」は始まる。階級闘争、現時点の結節点を現すものは労働者階級の現状である。労働者階級の全生活、職場における権利、自由、賃金労働諸条件、そして労働組合の組織力、闘争力を抜きにして、社会主義を語ることはできない。一八四四年、エンゲルスは、『イギリスにおける労働者階級の状態』を公刊し、第一インターのたたかいはじめた。一九九八年、我々は「日本における労働者階級の状態」からたたかいはじめなければならない。

なぜ、このことを強調するのか。それはソ連・東欧の崩壊・総評、社会党消滅後、社会主義への展望を見失ったり、あまりにも衰退する労働運動の現状から、これに目をそむけ、社会主義を知的遊戯として論ずる傾向が生きているからである。

日本の働く人々の八割を占める労働者階級の現状、その生活、特に職場における権利、自由を抜きにして、日本の社会主義を論ずることはできない。このとき重要なことは、状態を静止したものとして把えるのではなく、動態において、運動として把えることである。

今労働者階級の闘争をぬきにした経済分析、現代資本主義論が横行しているが、それと同

じように現代資本主義、帝国主義との対抗と闘争をぬきにして、労働者階級の状態を切り取って議論することは無意味である。階級闘争の中で過去から未来につながる結節点として、職場の仲間の現状をしっかりとつかまえることが重要である。

### 資本主義は世界をつくる

そのために「宣言」は、どのような意義をもつものであるか。ここに面白い資料がある。国際金融機関・世界銀行発行の「世界開発報告、一九九六年―計画経済から市場経済へ」は序論で「一九世紀に資本主義が出現した頃の混乱を『共産党宣言』は次のように描写しているが、現在世界資本主義のグローバリゼーションについてもこれがあてはまる」と記し、「宣言」の一節を利用してゐる。世界金融の総本山は現代を産業革命期に匹敵する飛躍と矛盾の時代として把え「宣言」を引用してゐるのである。伊藤誠氏は、「二年ほど前フランクフルトでのある学会で『資本主義のグローバリゼーションと国民、国家の関係』を議論しておりましたら、イギリスの経済学者、デイビット・ハーヴェイが、突然『共産党宣言』が一番わかり易いといひ出して、みんなびっくりしました。その直後、イギリスに回りまして、M・デサイという労働党に貢献したマルクス経済学者が同様のことをいっていました」と前記講演で語っている。

岩波文庫で五〇ページ、この薄っぺらな本がかくも注目されているのは「資本主義はもともと、世界的なものである」との論旨が展開されているからである。そしてそのことが一九九〇年以降世界の一大潮流となっているグローバリゼーションの本質を良く説明しているからである。

マルクスの「経済学批判体系プラン」は「資本、土地所有、賃労働、そして国家、外国貿易、世界市場」（経済学批判要綱）である。彼は、『資本論』で前半部分を取り扱い、最後は、「世界市場」を論じようと計画していたのであるが果たせなかった。そのため『資本論』では世界システムは正面から論ぜられていない。それだけに、『資本論』学習で四苦八苦してきた。通信読者の皆さんは、『宣言』に今日の世界・日本を理解する「かぎ」を見出すにちがいない。

### 現代のグローバリゼーション

それでは「宣言」は現代のグローバリゼーション、現代資本主義、帝国主義のすべて解明するのであるか。その内容に少し立ち入ってみよう。

「ブルジョア階級は、自分の生産物の販路拡大のため全地球をかけめぐり、国民的一面性や偏狭を打破し、世界市場をつくり出し、未開の諸国にも自らの文明を強制し、己の姿に似て一つの世界をつくり出す」「ブルジョアによる資本主義の全世界的発展は不断にプロレタリアを増大させ、中産階級は分解し、二大階級に吸収される。世界の労働者の団結は益々拡大する。ブルジョアの没落と、プロレタリアの勝利は不可避である」。

我々は、いまから一五〇年前、初期資本主義の時代、世界の未来を予測した卓見に驚くと同時に、現代との違いはつきりさせておかねばならない。なぜなら社会は不断に発展するからである。資本主義である限り労資の対立という基本矛盾は厳として存続する。しかし副次的矛盾は変化する。この矛盾を具体的に明らかにし、ここにたたかいを集中しな



ければ労働者のたたかいは成功しない。教条主義者は基本矛盾をお経のように唱えるだけで、変化する副次矛盾に眼をむけない、研究しない、たたかわない右翼日和見主義に転落し、職場労働者から見捨てられる。

「宣言」の世界システムと現代のグローバル化の、決定的ちがいは「自由貿易体制」から「自由生産体制」への移行である。ブルジョアは、「宣言」にあるとおり、分散した地域経済を国民経済に統合し、国民国家をつくり上げた。そしてこの国家の中で生産し、外国貿易により富を蓄積し、資本主義世界を拡大してきた。

十九世紀末から二〇世紀はじめにかけて、国民経済を支配する独占が成立し、原料確保、商品、資本輸出のための植民地獲得、軍事力行使、異民族抑圧が行われてきた。レーニンはこの独占段階の資本主義を研究し帝国主義論をあらわした。

第二次大戦後、この形態が変化する。「自国で生産し外国に売る」のではなく、「世界の適地で生産し、隔地に売る」自由生産体制に移行したのである。国内独占は巨大化し、多国籍化したのである。これを可能にしたのが科学技術の発展、情報革命と金融の世界化、自由化である。資本主義の蓄積構造は大きく変わり、世界の労働者、勤労国民に測り知れないほどの問題を投げかけている。

百五十年前、マルクス・エンゲルスは『共産党宣言』を公刊し、唯物史観により、資本主義の没落と社会主義の必然性を明らかにした。その後マルクスは、一八六七年、資本論第一巻を書き、一八八三年死ぬまで研究を続けたが完成にいたらず、エンゲルスが遺稿の中から二巻、三巻を出版した。

一九一六年、レーニンは独占段階の資本主義を分析し、『帝国主義論』をあらわし、帝国主義戦争の不可避性と、社会主義の必然性を明らかにした。いま巨大独占の多国籍化という現実に立って、現代帝国主義の分析、研究が全世界的にすすめられている。しかし日本の研究と闘争は欧米に比べ格段に遅れている。一九九八年、日本の労働者、研究者は一体となり現代帝国主義、その下部構造である多国籍企業の実体を解明し、これを規制し、打ち倒すため研究と闘争に立ち上がるべきではないのか。

### 深化する不況を克服する道

現代帝国主義に発生する新しい矛盾とは何か、既に昨年、「通信」（九七年一月一日号）に三大矛盾を提起し、事あるごとに、その分析を具体化し我々はたたかいをすすめてきた。いま改めて強調するのは、巨大多国籍独占と、国民経済の矛盾である。日本の労働者だけではなく、国民経済そのものを破壊する矛盾は深化し、拡大している。中小企業に止まらず、大企業倒産の拡大、史上最高の失業率更新、株価の下落と不況は深化の一途を辿っている。しかし株式欄を良く見るがよい。千六百円を割る株価下落の中で、NTT、松下、トヨタ等巨大多国籍企業は確実に上昇をつづけている。なぜそうなったのか。国民経済を犠牲にして巨大多国籍企業は確実に利潤をふやしている。行革、税制すべて巨大多国籍企業追従政策を採る限り日本経済は確実に衰退、破壊されてゆく。

政府は不況脱却の道は、規制緩和、構造転換を主張し、ことごとくにアメリカのレーガン政権の保った政策を踏襲しようとしている。たびたび述べてきたように、アメリカの道は、労働者切り捨ての道であり、貧困と差別により全社会を腐らす道である。しかもアメリカ

に比べて、日本は科学技術の基礎理論構築を放棄してきたため、立ち遅れはひどく、先の展望は全くない。

国民経済の破滅を断ち切る道は、職場労働者の決起以外にない。反独占、統一戦線の機は熟している。(参照：社会通信六八一号―六八八号)。全情勢を正確につかみ、歴史の必然に確信を持ち、まず身近の仲間一人一人と手を握り、たたかいの輪を拡大してゆこう。未来は我々のものである。

(坂牛 哲郎)

## 「ぜったい負けへん、あきらめへん」

―職場復帰をもとめまもなく九年目の裁判闘争―

### 一、いよいよ最終局面へ

九〇年一月五日、初出の日に、突然の整理解雇通告を受けどうしても泣き寝入りできないと、女性六人で裁判に立ち上がり七年八カ月が過ぎました。これまで八年間、首切は許さないと闘い続け、声を上げ続けることができたのは兵庫県職労はもとより、県下そして全国の働く仲間の大きなご支援があったからこそです。

被告社会福祉法人恵泉寮理事会は、九四年秋に自ら申し出た「解雇撤回、六人全員の職場復帰」が前提の「和解」を一年七カ月も経た昨年五月になって、自らくつがえし、委員長である西のみ職場復帰を拒否したのです。

最低の信義すらふみにじった理事会案を、私たち原告はその場で拒否し和解はやむなく決裂。勝利をめざして、裁判が再開という新たなたたかいの展開となりました。

しかし昨年八月三十一日、被告側で唯一の証人である土肥隆一元施設長の反対尋問(六回目)が約二年ぶりに再開されたものの、今年二月に予定されていた期日は証人の国会出席を理由に実に六回目の延期となりました。結局再開第二回目の裁判は約一年を経た七月二十九日に行われ、ようやく来年一月一日に入った第二八回期日で土肥証人の尋問が終了し、九年目にしてようやく、私たち原告側の立証段階に入ります。

反対尋問の回数が多さに加え、一年に一―二回しか開かれない法廷と、いくら日本の裁判が長いといえ、まさに異例といえる恵泉寮の裁判闘争もいよいよ最終局面をむかえることになりました。

### 二、恵泉寮闘争とは

1 児童福祉現場『恵泉寮』に労働組合誕生 社会福祉法人『恵泉寮』は、神戸市北区にあり神戸栄光教会の牧師が戦争孤児を集めて開設。以来八九年末の廃止まで四三年間、さまざまな事情で家庭で暮らせない子どもたち(〇才―一八才)を育ててきた歴史ある児童施設(乳児院・定員三〇人。養護施設・定員四〇人)でした。

劣悪な労働条件のため勤続年数も一年から三年位と職員の定着の悪かった職場に、一九七七年「安心して働き続けたい」と神戸地区労働傘下で小さな労働組合が誕生しました。「労働組合」のことなど何も知らない、ここで働き続けることすら思いもよらない二〇代の若い独身女性ばかりのいわば「こしかけ」が当たり前の職場でした。

献身的な地区労のオルグの指導のもと、ぐちの言い合いから始まった「茶話会」での話題が職場のみんなの「要求書」となり、「団体交渉」で当局と対等に話し合うことで少しずつ働く条件の改善になることを共に経験する中で、「労働組合」と職場の「同僚」との関係がどんどん身近なものに変わっていきました。一九八〇年ごろには、神戸地区労や北地区会議などの交流会や、学習会にもさそわれて、少しずつ参加するようになりました。その後八三年には総評全国一般に加盟。職場外の自治労や全通、全港湾、国労等の地域で働く仲間との「交流」や「学習会」の機会がふえることで、「恵泉寮」の中では見えなかつた疑問や問題に気付かされ視野が広がりました。

そしてなにより、女性が小さな民間の福祉職場でも働き続けることは、人としてあたり前の「働くものの権利」であること。しかしその権利を保障させるには、職場内外の働く仲間を大切にし、自分たちの「労働組合」に結集し、自らがたたかい続ける事が必要だということ。そういう、苦労もそしてその分喜びも大きい、「働くの意思ある生き方」を多くの出会いの中で学ぶことができました。

組合結成から一〇年間、働く権利の積み上げの中で、労働条件は少しずつ改善され、民間福祉職場では珍しく、平均勤続年数が一〇年を越え「結婚しても、出産してもだれもがイキイキと働き続けられる職場」という私たちのスローガンが少しずつ現実のものになっていきました。さらに、職場内外の仲間とともに労働運動を強めることで「定年」までここで働きつづけたいとまで思える「かけがえのない職場」になっていきました。そうした親代わり、姉代わりの職員の意識と実際の職場への定着の変化は、一度家庭を奪われた子どもにとっても「かけがえのない第二の家庭」に近づくことでした。

なぜなら、福祉現場にくらす人と働く人の「人権の保障と侵害」の度合いは、表面的には対立しているようにみえることはあっても、結局は車の両輪のようにどちらかが「犠牲」になる事ではなく、人権の水準は両方に共通するものだということをこの裁判闘争の中で、あらためて実感しています。

2 「突然」の児童施設廃止提案 恵泉寮の理事会は一九八七年二月、「突然」児童施設の廃止と新年度の施設長の交替を提案してきました。当時理事会はその理由に「赤字危機」を持ち出し「出生率の低下で児童施設には将来展望がない。職員の雇用確保のために『精神薄弱者施設』への転換しかない」と主張しました。

当時の私たちにとっては、寝耳に水の提案でしたが、今後労使で話し合いの余地は十分あると言いつけることで突然の不安を打ち消そうとしました。しかしこの施設転換計画は、土肥隆一新施設長を中心にすでに一九八四年から三年も理事会で検討を重ね、行政等関係機関とも施設転換の方針が決定した段階での発表だったことが、その後の裁判闘争の中で元理事長が私たちに提供された詳細な内部資料によってようやくあきらかになりました。

3 背景は日本の「福祉」行政の切捨て、行政改革攻撃 福祉行政は本来国の責任で行なわれるものですが、戦後の社会福祉施設経営の多くが民間に委託される「措置費制度」によって支えられてきました。さらに一九八一年発足した第二臨調は福祉切り捨て政策をいっそう推進し、一九八五年「地方行革大綱」が制定されたことにより、措置費の国庫補助金負担は国から地方自治体の責任へと転嫁されました。その結果一九四六年以降八割を占

めていた国の補助金負担割合は、一九八五年七割、八六年には五割に激減し、地方自治体の負担は年毎に重くなりました。

こうした中、神戸市児童福祉審議会においても一九八三年末に「神戸市における児童福祉施設今後のありかたについて」中間答申、翌一九八四年一月には答申が、八八年には「神戸市における児童福祉施設等の費用徴収のあり方について」答申があいついで出され、児童福祉の縮小見直しが強まりました。

もともと福祉施設に働くものの賃金は、年令や勤続年数等の実態に即して決定されるのではなく、平均勤続がおよそ七年と定められ、これ以上に勤続年数がのびると一部の補助はあるものの、賃金は頭打ちにとなりました。恵泉寮の施設転換の背景として、こうした福祉政策の貧困と新たな福祉切り捨て路線の客観的な分析が余りにも足りなかったことを、裁判闘争を取り組む中で痛感しています。

4 新理事会による施設転換強行、全職員整理解雇強行 一九八八年四月には組合への妥協を責められて栄光教会系の五人の理事が突如退陣。北野隆氏（姫路山彦ホーム、特別養護老人ホーム）、中辻直行氏（長田ケアホーム、特別養護老人ホーム）等これまで恵泉寮と関わりのない民間福祉施設の経営者が新理事に就任したのです。この新理事会体制のもとで、二度の七日間におよぶ停職処分が発令され、団交拒否等、命令と服従による労働組合無視の姿勢で八九年二月には新施設の工事を強行、児童施設廃止を強引に進めました。そしてついに八九年八月末、三人の児童が強制退寮になり、組合は九月児童施設廃止を認めたのです。しかしそれ以降も新理事会の強行姿勢は変わらず、八九年末最後に残った中高生五人の「自分たちが卒業する二年間。それがだめならせめて三学期の間だけでも恵泉寮を残して」とのささやかな願いも聞き入れず、一二月末児童施設を廃止したのです。

一度家庭を奪われた子どもたちにとって、「第二の家」であり、卒業生にとってもお盆や正月に帰ってこれる「実家」であった児童施設「恵泉寮」が廃止されたのは、「子どもの権利条約」が国連総会で全会一致で採択された（一九八九年一月二〇日）直後でした。さらに九〇年一月五日の初出の日に、理事会自らが職員の雇用確保のためと言ってきた新施設「清心ホーム」（精神薄弱者収容施設Ⅱ定員六〇人職員定員二七人）の開所をわずか三カ月後に控えながら、当時の全職員一八人の整理解雇を強行したのです。

### 三、和解決裂、裁判再会。解雇撤回、職復帰めざし八年目のたたかい

1 土肥証人尋問の進行と「励ます会」を軸に支援体制の広がり 九〇年二月、女性ばかり六人で神戸地方裁判所に「雇用契約存在確認等訴訟事件の裁判を提訴。児童福祉の現場で起こったこのようなこともたちと働くものへの人権侵害に對しどうしても泣き寝入りできなかつたのです。裁判は、被告側の唯一の証人である土肥隆一元施設長が九〇年二月国会議員になり、度重なる国会都合による欠席で九四年秋までに、一四回しか行なわれませんでした。

しかし、裁判の中で特に土肥隆一元施設長への反対尋問では、被告恵泉寮理事会の児童施設廃止と整理解雇の、ねらいと不当性が次々と明らかになっていきました。たとえば、施設の廃止転換の理由は児童減少で措置費収入が減り、施設経営が赤字になったと主張しましたが、実は転換決定後に赤字が大きくふくらみました。また、整理解雇を有効とする

ためには、使用者側が労働組合と誠意ある交渉をしたことが条件となつていますが、廃止・転換をめぐり新理事會が働く者に一方的な弾圧と通告を重ねて行つた強行姿勢が次々と立証され、誠意ある協議をしたという使用者の主張を大きく突き崩し労働側に有利に展開しました。

九〇年六月には、「恵泉寮の仲間を励ます會」が結成され、會員は神戸を中心に兵庫県内外の官公労、民間に働く団体、個人の仲間に広がり、九一年から始めた「夏のメロン、冬のりんご」の物資販売も年毎に着実に拡大しています。又毎回交替がでる裁判傍聴体制。九三年からは毎月の街頭行動等、年毎に支援の輪が広がり闘争態勢と財政が確立していきましました。

解雇されたことでの将来の生活不安。裁判所での初期の「厳戒体制」に象徴された孤立状況。さらに解雇した張本人が国会議員になつた事へのショックも、とにかく広い兵庫県下を走りまわつて働く仲間の目に見える暖かい支援のひろがりや一緒に腹をたて、悔しがつてくれることで乗り越えていきました。また福田先生の厳しくも的確な御指導の下で裁判の準備書面作りに苦闘しながらも期日の回を重ねる度に勝利の確信が深まっていきました。

裁判に立ち上る時、福田弁護士から「四年はがんばれるか」と言われ、はじめから勝つためには長期闘争のかまえが必要とスタートしたことも幸いでした。

2 新理事會からの和解申し出 こうした法廷内外の闘争の原告に有利な展開の中で、九四年一〇月になつて新理事會から「和解」を申し出てきました。

私たち原告は、それまで一貫し譲れぬ目標としてきた「解雇撤回・職場復帰」が和解の前提であることを指摘し、和解手続きに応じました。被告理事會は初め「原告が希望すれば、空席ができれば順次復帰認める。」といいました。しかしその後九五年の一・一七阪神淡路大震災をはさんで一年余、理事會は五回の和解期日と時間をむなしく費やし、「和解金は総額三〇〇万円」といった程度で、裁判長から職場復帰の具体的手続きや解決金の根拠など、重ねて示すよう求められたのにもまともに答えぬままに時間が過ぎました。

3 理事會、西（委員長）への職場復帰拒否、撤回、再度拒否し和解決裂 九五年一二月おいつめられた被告理事會は、これまでの経過を無視して開き直り突然「解雇正当 原告六人中、恵泉寮支部委員長・西について職場復帰を拒否。しかし一二月には撤回したため、年末いったん決意した「和解決裂やむなし、裁判再開」を和解続行に再度気持ちを切りかえ、九五年二月原告として詳細な「和解」案を作成し裁判所に提出しました。しかし、被告理事會は具体的な提案がないまま、九六年五月、再び西のみ職場復帰を拒否。一年七ヵ月も裁判進行を遅らせ理事會自ら和解決裂させた責任は重大です。

#### 四、勝利めざし裁判再開

1 和解決裂、裁判闘争への「復帰」 「和戦両用」と言い聞かせてはいたものの、その「和解交渉」経過は「闘争に勝利し全員の職場復帰も間もなくか。もうすぐふつうのくらしに戻る」との解決への期待も大きく、裁判闘争への「復帰」は大変悔しく又苦しいことでした。九六年六月二八日通算一回の和解期日で和解決裂が決定した夜、一二〇人もの仲間が参加して恵泉寮励ます會第七回総會が開かれました。もう一度裁判に立ち上がれ

るのかとの不安と「六人の内私だけをかえさない」という理事会の卑劣さへの怒り、悔しさを、共に怒り、くやし涙し、そして「負けるな、一緒に闘おう」との共感の励ましを受ける中で、夏のメロン販売と八月三〇日の再開第一回の裁判準備に走り出すことができた。

2 再開第一回目の裁判、物販成功をばねに新たな闘いの態勢を 九六年八月三〇日、通算二六回裁判期日は約二年ぶり五回目の土肥証人の反対尋問で再開されました。

この日の焦点は、整理解雇前年の一九八九年春から夏にかけて、被告が原告側労働組合に対し誠意を持って交渉したかどうかを問うものでした。理事会はこの時期、労働協約を正面から無視しつつ、施設転換を前提とする新勤務体制を業務命令で強行したこと。組合に相談なく、非組合員全員の署名をつけて「就業規則一部変更届け」を労基署に提出し、直後には停職七日の処分を六人に発令。団交にもまともに応じなかった労組法違反の対応が明らかになりました。

この夏のメロンは三六〇〇箱。引き続き県下を走り回った冬のリンドは四二〇〇箱と、どちらもこれまでの最高で、闘争財政の再確立を達成することができ、八年目の闘いにもむけ大きなステップとなりました。(つづく・全国一般労組 恵泉寮支部 西 直子)

## 読んだら元氣のでる恵泉寮パンフ

「結婚しても、子供ができて働きたいネー!」、「有給休暇がほしい!」と組合結成して二〇年。十年目に「施設転換」を提案され、保母と子供たちの人権を守ろうと反対して三年後「首切」られ、「泣き寝入りできない!」と「解雇無効」の裁判に、女性ばかり六人で恐かったけど立ち上がりました。和解決裂・裁判再開となり、いつのまにか八年に…。

裁判をして生活は若しいけれど、たくさんさんの「財産」ができました。人の心の温かさ、いろんな人と知り合えましたし、家族の団結も深まりました。「仲間の声」の欄を読むたびに元氣になります。(恵泉寮の仲間より)

◇恵泉寮パンフ・六百円(別に千二百円) 郵便振替(01180・2・78059)

「恵泉寮励ます会」神戸市北区若葉台一のの六 「通信欄」にパンフ代とハッキリ記入

TEL 〇七八―五九四―六二六六 FAX 〇七八―五九五―〇九四四

## 審議の在り方に大きな疑問

―労働法制の論議は国会へ―

中央労働基準審議会(中基審)は十二月四日の総会で「今後の労働時間法制及び労働契約法制の在り方について」の最終報告を行った。

報告の内容は公益側委員を中心にまとめたもので労働者側委員は、この内容はとても「二一世紀を展望した労働法制の在り方」として認めることはできないとの立場から、労働者側委員の意見を最終報告に入れるよう求めたが労働者側委員の意見を付記する形となった。

労働者側委員の主張に対して使用者側委員も意見をつけてきたので、最終報告は結果的には昨年の八月六日に出された「中間的とりまとめ」と同じ三論併記となった。

## 足して二で割る対応はしない

今年には労働基準法が施行されてから五〇年の記念すべき年である。二一世紀を目前にして歴史が音をたてて流れている今、労働基準法をはじめとする労働法制がそのうち外にあるとは思われないが、中基審で行われている審議の在り方に審議委員の一人として大きな疑問をいだかざるを得ない。

ご承知の通り中基審の委員は二人で構成されており公労使それぞれ七人となっている。これに労働省の伊藤基準局長、審議官、関係部課長をはじめ事務局として二〇人以上が出席し総勢五〇人弱となる。

中間報告のあと、九月一〇日に審議は再開されたが九月一六、二六、一〇月九、一四、二一、二九、十一月四、一三、一七、一九、二一、二六、二八、十二月四日と労働時間部会と就業規則部会の合同会議を中心にヒアリング、公労会議、公使会議などを行って来た。労働者側代表の七人は連合の松浦総合労働局長をはじめ連合加盟産別から選出されており、審議に当たって事前、事後に十分な意思統一を行っている。

連合第五回大会では特別決議を行い十一月二〇日の中央委員会では議案として今後の進め方を「中基審委員に付託」と共に特別アピールを行った。

我々の基本的考え方は「経済、社会のグローバル化とともに、産業・企業構造の転換が進められていること、さらに国民の意識が多様化していることもあって、労使間で雇用や労働慣行の見直しが進められていることや、労働基準の改正が必要となっている状況については認識している。しかしながら規制緩和に便乗する労働基準の緩和は適切でないし、基準法が十分に遵守されていないという実態も考慮しなければならない。特に今回の労働基準法改正にあたっては、日本の産業・企業ならびに雇用・労働をとりまく環境変化と女子の職場進出に代表されるような実態をしつかりと見すえ、二一世紀にも通用する労働基準を設定しなければならないと考えており、労使の意見に大きな隔たりがあっても、これを足して二で割るような措置、対応は許されないものと考えてる」

しかし日経連を中心とする使用者側委員の意見は先に日経連が発表した「新時代の日本的経営」に見られるように終身雇用や年功序列賃金制度の廃止をめざし、労働基準法は時代遅れの法律であるとして、裁量労働制の拡大、変形労働制の弾力化、労働契約期間の上限延長などを主張し一日八時間、週四〇時間の労働時間法制の根幹をなしくずし的に改悪しようとすると共に、戦後の労働運動の中で積み上げて来た労働者の権利規定を有料職業紹介事業や労働者派遣事業の自由化によって人貸業や労働者賃金のピンハネを合法化するなど、戦前へと歴史の歯車を五〇年も逆転させようとしている。

公益側委員は労働法制の研究者としてILOなど世界の労働法制の動向を自ら研究して来た見識に基づいて審議会をリードすることもなく、総労働と総資本の「団体交渉」の場ともなった中基審の場で労働者側委員と使用者側委員のあいだをゆれ動いているが、労働契約期間の上限問題では「一年から三年になるのだから雇用が安定する」などと資本の意図を隠すいちじくの葉の役割をはたしている。

## 労働法制改悪を許さないために

男女雇用均等法の成立により九九年四月からは労働基準法の女子保護規定（時間外、休日労働、深夜労働）が廃止になる。

労働法の女子保護規定を廃止までして男女雇用機会均等法の改正を行う必要があったかどうかについては、中基審委員の多くが疑問を持っているがここでは触れない。

我々は九九年四月までに「男女共通の時間外・休日労働・深夜労働規制」を作るべきであると主張しているが、使用者側委員は宿願の「女子保護規定廃止」の上に乗って男女共通規制は規制緩和の流れの中で時代に逆行する主張であるとして、過労死まで出している労働現場に深夜労働を含めて全女性労働者を投げ込もうとしている。

男女雇用機会均等法によって男性の職場に女性が進出することはあっても、これによって「総雇用は増加するのか」の労働者側委員の質問に労働省は明確に答えていない。使用者委員は「国際競争が激化する中で日本の労働条件をこれまで通りにしたら競争に負けてしまう。雇用を守るためには労働基準法の最終基準をさらに引き下げる」と主張している。

その一方で銀行、証券、電機など一流企業が株主総会对策として何をやったかは改めて云うまでもない。闘いは中基審の場から第一四二回通常国会へと移る。労働法制の反動化を許すことは全労働者の四分の三を越える未組織労働者の労働条件を大幅に低下させると共に、労働者の団結権侵害から憲法改悪への道を開くことにもつながるだけに、日本のすべての労働組合と労働者が「小異を残して手を結び」闘いに立ちあがるのが今求められている。

（中基審委員 私鉄総連副委員長 三木 信之介）

## 「かれん誅求」の時代の始まり

—橋本「行革会議」と国民生活—

行革会議「最終報告」は十二月三日に決定された。「中間整理」（五月一日）、「中間報告」（九月三日）にもとづく二回の集中審理で、①防衛庁の省への「格上げ」、②大蔵省の財政、金融「分離」問題を除き、その内容がほぼ確定した。しかし、論議の過程で、①省庁再編②郵政三事業のあり方に問題点がしぼり込まれ、行革会議が何をたくらみ、日本と一億二千万国民をどこにつれていこうとしているかという、行革にかかわる根本問題は完全に忘れ去られてしまった。

今後の日程は①一月からの通常国会で「中央省庁再編推進基本法」（仮称）を成立させ、②その後内閣直属の「推進本部」をつくり関連諸法案を強行し、③二〇〇一年を日本の「国家改造元年」にするというものだ。行革会議がテーマとした「橋本六大『改革』」（①行政改革〈省庁再編と地方分権〉、②経済構造改革〈規制緩和〉、③金融制度改革〈金融ビッグバン〉、④財政構造改革、⑤社会保障改革、⑥教育改革）はどんな日本をつくらうとしているのか、そこから論を始めよう。

### 中曽根第二臨調から橋本「行革会議」へ

行革会議は人脈、手法ともに中曽根第二臨調を継承した。しかし、そこには中曽根時代とは根本的に異なる財政、政治、経済状況がある。

第一は、中曽根が強調した「増税なき財政再建」が完全に破綻した結果、行革会議は



「国民負担をこれ以上増やさないと主張を変更したことである。中曽根時代、赤字国債の累積額は七〇兆円だったが、今では二四〇兆円を超えた。軌道修正は、支配階級にとつてもはや幻想をふりまく余裕すらないことを示す。その実現策が行政改革と一体の地方分権推進、財政構造改革の主要素をなす社会保障改革である。

第二は、「金融・パニック」の脅威は現実的かつ具体的との問題意識から、「金融システムの安定」、「金融恐慌は絶対回避」することが、「金融システム改革に伴い万一金融恐慌の危険が生じた時は、政治があらゆる方策を動員して対応し、パニックを起させないことが必要」と強調されていたことだ。十一月中旬の集中審議で①省庁再編、②郵政三事業問題で現をぬかしているその渦中に、日本金融システムの一角を担う巨大金融資本の拓銀と山一証券が相次いで倒産した。最高権力者・橋本、そして監督官庁の大蔵、日銀も「知らなかつた」というほどの能天気ぶりである。

第三は、「不安の拡大」、「危機管理」が前面にかかげられ、「新ガイドライン」に直結する「日本の安全保障の確立、日米安保の強化、PKF承認」が当面の課題とされていることだ。その機能を荷なうのが首相に権力を集中する内閣府の新設であり、省庁再編という名の国家権力機関の再編成である。

第四は、国家権力の中枢を担う官僚の「効率活用」である。自民党や財界の官僚観は「官僚、とりわけキャリアは日本最大のシンクタンク」というものだ。現場労働者の「定年」はどんどん切り下げられていく。ところが高級官僚の定年は、「天下り防止や修士、博士の採用等のため、定年の延長（六五〜七〇歳前後）、定年時退官の原則化」が謳われる。省庁再編論議ではつきりと定められたのは、「二〇〇一年に総定員法を改正し、国家公務員を十年で一割以上削減する」とした、一般公務員の人減らしだけである。

#### 「優勝劣敗」と社会矛盾の拡大

行革の歴史的本質は社会の根っ子が腐つたということであり、行革はその矛盾を解消することはなく、進めば進むほど矛盾はデカくなり、国民大衆の不満、不平、不安を増大させることは古今東西を問わぬ歴史の法則である。他方、国民が行革に求めたことは①政治・行政の透明性、②政・財・官のゆ着廃止、③「弱者」への配慮、④財政赤字をもたらしした真犯人の究明だった。これらはすべて歴史の法則どおりに裏切られた。行革会議の結論は権力機構の「組織いじり」の談合の場とされ、労働者および勤労諸社会層、年金生活者等には、江戸時代の「百姓とごまの油は搾れば搾るほどでる」以上のかれん誅求（重い税金をきびしく取り立てること）が襲いかかる。強い者はより強く、弱い者は墓場に行けである。さらに具体的に検証しよう。

第一、「優勝劣敗」の法則は省庁再編にみごとにあらわれた。現行十二省八庁中、庁は防衛庁を除きすべてが既存の省を中核とする新省・府に吸収合併され消されてしまった。たとえば、①科学技術庁は文部省（教育科学技術省）、②国土・北海道開発庁は運輸・建設省（国土交通省）、③総務省は自治・郵政省（総務省）、④環境庁は厚生省（環境省）、⑤沖縄開発・総理府・経済企画庁は新設の内閣府というようである（かっこ内は新設の省名）。

丸ごと生き残ったのは、かれん誅求を指揮する防衛庁、法務省、国家公安委員会、大蔵

省（財務省）、外務省、通産省（経済産業省）、農水省で、少子・高齢化はむろん雇用・労働など日常生活に不可欠な厚生、労働、郵政は分割・統合された。

二〇〇一年以降、新設の一府十二省の要員規模は総務三〇万、防衛二九万、教育科学一四万、労働福祉八万二千というとてもない大きな官庁がつけられた。これを統轄するために、局長、課長ポスト以外にさまざまな指定職がつけられることになろう。しかし、羽振りをかかせられるのは局長ポストだから、キャリアの競争もより強まることは必至である。

第二、内閣、とりわけ首相に権力が強化・集中する機構がつけられたことだ。内閣府は二千人と要員は少ないが治安、戦争を統轄する防衛、国家公安委員会（警察庁）を配下におき、当面の重要外交課題（新ガイドライン）を外務とともに処理する役割を負わされる沖繩・北方対策担当大臣をもち内閣官房と共同して政治方針を企画する権能が付与された。

内閣府は改正独占禁止法にたとえれば「純粹持ち株会社」と言え、将来、総務省とともにかつての内務省的役割を果たすことが想定される。

第三、首相への権力集中は今でも不十分にしか機能しない議会制民主主義を、小選挙区制度、さらには政党法とあいまって形骸化し、憲法改悪後の政治機構を兼ね備えていることだ。今の日本の政治家・政治はこの間の首相たち、橋本、村山、羽田、細川、海部、宇野をみるまでもなく、こんなことをいえば立派に仕事をしている村長、町長さんには申し分けないが、せいぜいそのくらいがお似合いだったご仁たちだ。

これまでは「だれでも」首相が務まった。しかし、現政治、経済状況に明らかだが、これからは違う。首相だけでなく内閣府に「超法規」的機能を付与したとは、将来、日本にヒトラーやムソリーニのような人物を生む可能性をつくったことだ。「群れて流れる」のが日本の風土と、「独裁者なんて生まれっこない」との意見もある。しかし逆に、無能な首相を内閣府がもてあそび、中国侵略、第二次世界大戦に道を拓いた近衛文麿のような人物をつくり出す可能性が強まったことも確かである。というのは、「群れて流れる」国民性をさらに助長する仕組みが制度的に植え付けられたといつてよいからである。

### かれん誅求 その一 労働諸条件

それに比し、今や死語と化した「かれん誅求」が勤労者はむろん年金生活者、手厚い福祉が必要な「社会的弱者」層に重くのしかかる。行革だけでも労働者生活は搾取と抑圧、農漁民・中小零細企業への収奪がすさまじいのに、「第二の黒船」といってよい規制緩和でその重圧は幾何級数的にふくれ上がるからだ。

第一、労働者の労働条件の歯止めない切り下げ、そして悪化だ。行革・規制緩和の標的とされた官公労、「内外価格」キャンペーンの対象とされた産業・業種の諸労働組合は、旧三公社の「民営化」、「分割・民営化」からなんの教訓もくみとらず、「経営形態、事業規模、雇用が守れ」れば、と労働条件切り下げをダボハゼのごとく、丸飲みする事態に直面していることである。それを条件に、全通は郵政省（特定郵便局長会）、自民郵政族、第二組合の全郵政、マスコミ・世論と「共闘」する。

悲惨をきわめるのが、現場労働者で、今の状況は、水を失った魚がアップアップしてい

る様と大差ない。「生産性向上で民営化を阻止しよう」と労働組合は大合理化を次つぎと飲み込んで恥としない労組幹部に「やめろ、やめさせよう」と声が上がらないのが、当面の労働者・労働組合員の弱さだが、それ以上に「いいかげんにしてよ」といいなくなるのが、「唯一の健全野党」を商品化した共産党だ。

共産党は「郵政民営化反対」キャンペーンを機関紙ではりつづけている。今度の郵政三事業問題の結論―①三事業一体とし新たな公社（郵政公社）とする、②郵貯資金は全額自主運用、③身分は国家公務員とすることを特別に付与、④五年後に郵政公社化―についても、「民営化の路線を敷いた」と批判する。筆者も見解は同じだ。しかし、共産党は郵政に働く労働者の労働条件には最低限しかふれようとしない。国民一億二千万人中労働者は約六千万人で家族をふくめれば八千万人を超える。もし共産党が本当に「国民的多数派を結集」し、「民主連合政府樹立」を考えるのであれば、まずこの点からの反省が必要なのではないか。

こういえば、共産党からは「ルールなき資本主義の是正」、「働くルール確立」が政策の基本で、それは「反共主義」との批判が返ってくることは確実だ。第二回党大会の決議の中に「反共主義にはだんこ対決」との主旨の文章が慎重に挿入されていたように記憶する。神戸では新社会党や市民団体と共闘し、現職市長を追い込んだ。国会、地方政治の場だけではなく、労働運動の分野で「唯一の健全野党」たる努力がこの党に求められるのではないか。

第二、高級官僚は手厚く待遇し、実務を担う現場公務員（これも一抱りで官僚？）の削減が、郵政三事業の「玉虫色結着」と引き換えに決定されたことだ。首相周辺というから内閣官房筋の話であろう、ある新聞に「郵政三事業がそのまま（現行どおり？筆者）では、（内閣は？筆者）もたない。首相は転進し、新たな目玉として、行政スリム化の数値目標を設定した」との記事があった。新定員削減法の制定の背景がこれだといっているのである。日本の労働組合はその特殊な性格（企業別組合）から、存立基盤は形成的、実質的に企業にある。それが、「企業と労組」のパートナーシップ、もつといえば「運命共同体」論の淵源（えんげん）だ。労働組合、とりわけ官公労諸組合は官僚機構に似せて組織をつくっている。中央はむろん地方組織ですら、定年間近の役員は「天下り」先確保のため、半世紀に近い活動歴を放り投げ、己れの食い扶持、「名誉」に猪突猛進する。労働組合が本當に行革反対の姿勢を堅持するためには、まずこうした「官僚主義」と決別する作風が「下から」つくられねばならない。

第三、規制緩和についてだ。この領域は労働法制から金融ビッグバン、さらには大店法、コメ自由化等々というようにじつに広範囲で、大勢は「群れて流れる」状況にある。流れに抗し、声をあげているのが労働者と国民生活に密着した学者・弁護士たちだけで、商業ジャーナリズムの世界では、五指に満たぬ人びとである。

労働組合「絶滅」から始まった規制緩和は、労働法制の全面改悪へと突き進んだ。その典型は旧イギリス植民地国でアメリカ、ニュージランド、オーストラリアであった。アングロ・サクソンのレーガン、サッチャーの流れに便乗したのが「風見鶏」中曾根だったが、日本政府の政策はいつもアメリカの後追いで、十、十五年遅れ。かなたの地で矛盾が暴発している時に「渦中」に入るのが、第二次世界大戦後、五十余年の教訓である。

マルクス主義的意識の強いヨーロッパ諸国は、労組幹部はむろん現場労働者は規制緩和には「絶対反対」。アメリカでも「反共主義」を至上命題としたAFL・CIO（アメリカ唯一の労組全国センター）ですら、「反共主義条項」を削除、「規制緩和と先進国アメリカのまねをするな」と、AFL・CIO会長が世界中をオルグ行脚しているのが現状だ。

数ヶ月前まで、「開発独裁」といわれる国々への労組を除き、規制緩和に全面賛成の労組はユニオン「連合」だけであった。ところが、労働法制の規制緩和で労働条件の悪化に国際自由労連はむろんILO、欧州労連、OECD労組諮問委員会、EU（欧州連合）の同様の組織も「反対」にまわり、今では「労働法制の規制緩和」に賛成する諸組織は皆無である。

連合もついに「白旗」をかかげた。第五回大会で運動方針原案に諸外国の「雰囲気」を追加し、鷲尾会長がJC主流自動車労連会長の迎撃に合ったこともあり、旧総評勢力に迎合し、労働法制の規制緩和に「反対」を表明せざるをえなくなったことだ。鉄鋼労連の鷲尾氏はアレヨアレヨという間に「社会民主主義者」に転身。「労働法制改悪反対」の特別決議だけでなく、十月末から十一月、十二月に街宣車すらもたなかった連合が、三万人集会はするや労働省前で「気兼ね」しながら座り込みの大衆運動を展開する異常事態に発展した。これは、連合内部の矛盾が部外者の我われが想像する以上に拡大していることを示すと同時に、国際労働運動の雰囲気急速に変化し、「労資パートナーシップ」が時代遅れになったことを強烈に示すものである。と同時に、この傾向をすみやかに感じとり、中基審で「規制緩和反対」の主張をくり抜けている委員ならびに関係者の努力、貢献に特別の敬意が必要である。（つづく・滝野 忠）

## 「漂流」を始めたユニオン連合

ユニオン連合が今あえいでいる。バブルの渦中で生まれた連合が、バブル清算の波に直撃され、「構造的欠陥」が露呈し始めたのだ。

第一、「労働法制の規制緩和反対」への突然の「変身」である。「連合白書」にはちょっとばかり驚かされた。鷲尾氏は「市場万能主義」を標榜する人達の集団が、「競争にあたっての一方的なフリーハンド」や「無原則な規制緩和」を求めて、急激な改悪を進めようとしています」「雇用・労働分野における改悪を許さず：公正なワークルールをつくりださなければなりません」と巻頭で述べ、情勢認識と基本的な考え方は、これまで連合の文書・方針では見ることのできなかつた「対決」の文字が躍っている。たとえば「雇用・職場の現状と労働基準緩和との対決」、「二一世紀に向けた選択と市場万能主義との対決」という具合だ。

なぜ突然の変身なのか。理由は四つだ。第一、国際労働運動の流れの中で完全に孤立したこと、第二、連合の官・中小組合とJC主流の対立の激化、第三、新執行部が「組合らしさ」を求めたこと、第四、中基審労働側委員の健闘である。

労働者生活に関心をもつ労働法学者・弁護士の動きもあった。その結果、労働省前の座り込み行動、十一月二十七日の日比谷集会では自然発生的に「共闘」が実現した。これは、大倒産下の今後の労働運動に画期をなすことは必至である。

第二、政党支持問題だ。「非自民・反共産」が連合の政治方針だが明確なのは「反共

産・反新社会」だけで、「非自民」のかき根はすでない。ところが連合が支持する新進は消滅寸前、民主は旧自民勢力と旧社会・労組勢力の内部矛盾の拡大でグシャグシャ、さきがけは連合唯一の目玉商品である所得税減税に反対、社民には「閣外協力を外せ」といったり労働法制では「政権内で最大限の力つくせ」というようにだ。

ユニオン連合のこうした動きに「社会民主主義の薫りがする」と脳天気なことをおっしゃる人が少なくない。規制緩和反対は労働組合として当たり前のことで、これを社会民主主義などよぶのはお門違いもいいところだ。それは連合の政治方針をみれば明らかである。現に連合は参院選候補擁立に悪戦苦闘しており、今のままでは直前までもつれこむ可能性が強い。

(伊勢 太郎)

## 教えることは教わること

—運動前進のために何が必要か—

北海道・池田清算事業団の二年間、そして第三次広域で東京へ。埼玉県与野市内のJR社宅に。その春、桜吹雪の中小学校へ入学した息子が、いま高校入試を目前に。

私にとって広域は人生を賭けたものだった。東京で九年、その間新宿駅構内で三年間清掃会社への出向を体験。今はJR東日本採用後、九年間で五箇所目になるJR本務職場にいる。そんな私ではあるが、現在一番付き合いに時間をかけているのが地域の少年団としてあるミニバスケットボールチームの指導です。小学生の男女五十名と週三回一緒に活動をかさねています。このような中で以下、率直に「運動前進のために今なが必要か」の一片を述べていきます。

### 一人ひとりの持ち味を生かす

ミニバスの実際の指導に当たって五年目。教えることは教わることだと思いました。チームとして取り組むことのために連携プレイの練習をする。この中で簡単に説明すると力の差が実感出来ます。強いチームを作り上げるために、やれる選手を鍛え育てることと考えられています。弱肉強食の世界がスポーツには当然。チームとして強くなりたいと考えている指導者は多くいる中で、私はこどもたちと一緒になって全員で本当に強いチームづくりを目指して取り組んできました。

入団するこどもは本人の意思があって一緒に活動することになります。進学塾や学習塾に、こどもたちは殆ど通っていますが、多くは本人の意思が先行しているかどうか疑問です。好きなバスケットは一緒にでも、いざチームづくりとなれば体格や体力・技術面の差が現れ、活躍の度合いの差もはっきりわかるようになることは当たり前。こと試合になれば出番のない選手もでてくることに。我がチームのここ二年間の成績は男子チームが全国大会出場。女子チームは全国大会こそ出場権を逃したものの関東大会準優勝です。練習量は少ないですが、強豪チームとしての評価は高いと思います。

こどもたちと一緒にやることは、苦勞もありませんが成長段階の人間とのコンタクトですから喜びと生き甲斐を感じることも多くあります。一喜一憂です。今年のチームは特に特徴もなく、能力や体力に冏抜けた選手もいません。男子六年生は十一名、出番のあ

る選手は通常十人です。五年生も出場するので、何人かは出番がないときがあります。対戦相手が強豪であればあるほど出番はありません。

Sくんはそんな中で、大好きなバスケットの練習に足がむかなくなってきました。クラスに問題があり、集中できない学校生活の中でバスケットは思いっきり頑張れるものだったのですが、一人ひとは練習は一緒でも、特徴の違いはハッキリしています。Sくんはスピード不足の選手で、競り合いに弱いのですが、ボールタッチに他の選手と全く違うものを持っています。私はそんな彼を秘密兵器の選手だと考えていました。十一月に入り、Sくんと話しあうことが出来ました。この時期はチームとして最終段階に入り、全国大会予選を二か月後にひかえ、具体的な確認を個人に、チームに示し集中した努力が必要になります。

「ローポスト付近の四メートルシュートを！そして、第四クォーターに出て、チームの流れを変えるもの」と言いました。その時、Sくんとは学校のこと、友達関係のことを話しました。数日後、お母さんと話し合う場がありました。Sくんは積極的に話をすることはないので、その日は私と話したことを嬉しそうにお母さんに言ってきたということです。Sくんの目は輝いています。体育館で元気の良い、一人ひとりの変化が表れてくることに私自身の変化も感じとれるようになります。素直に「嬉しい」と思える時です。チームはお互い支え合うことですが、一人ひとり努力してのチームであること。そのために元氣よく目標を持ち、頑張れることもたちと一緒に指導者としての私がいることが出来ることと考えています。

### 仲間・信頼関係とは

今年の夏合宿は三泊四日。北海道の十勝・池田町で。私の故郷でもあり、闘争団の仲間がいるところです。もちろん、旧友や先輩達の世話があるからできることだった。足は闘争団の事務局員がバイトでバスを運転。帯広闘争団のスモークハウスでソーセイジ作りも体験。四八名は思い出に残る九七年夏だった。

数年前、団結まつりでホッケをもつてくるというので、注文のまとめをお母さん達に依頼した。集計が百匹になったが、当日物資販売が雨のため売れ残ったため更に百匹持ちかえた。お母さん達は、連絡を取り合い合計二百匹を売りさばってくれた。

一緒になって作り上げる努力。一緒になって克服する努力を積み上げてきた仲間関係が人間関係として信頼関係をつくっている。

いわゆる世話役活動と言ってきた中身は、いままで組織的な見地から捕えられていたように思う。一人ひとりの生き方に接して、いろいろな感情があり一緒に行動を起こし心が通いあう。そして、その努力が実を結ぶ。そのことに手段は問わないと考えている。であるから、組織が優先すべきではないということではないだろうか。

九年前、第三次広域採用の議論が国鉄池田清算事業団支所で始まっていた。国労組合員として「闘いを継続するために」を議論の焦点にはじまった。そのとき、個人の都合を優先する考えは活動家には受け入れられない傾向があった。しかし、組織的討論を進めていく上で、分会執行委員会では一人ひとりの気持ちを家庭の議論を優先して出し合った。その中で一人ひとりが組織の一員として、結論を出した「広域」だった。三十四人が関東圏

を主に分散採用になった。大切なのは自分自身の態度だったように思う。その時々、結論を出さねばならないときがある。自分の生き方に誰が責任を負うのか・・とは言わないまでも、自分の生き方をつくりあげていく姿勢を示してこそ、個人があるように思う。

年に一度の一泊で取り組まれている池田会総会では、参加している仲間だけでなく参加できない仲間の話が必ずでてくる。残った闘争団の仲間と一緒に頑張って努力し、頑張りつづけたいとおもっている。原稿には書ききれないほどの努力と苦しみを乗り越え、仲間がいることが嬉しい。最終段階、ホップ・ステップは終わって最後のジャンプにはいって、一人ひとりの声を積み上げていける組織運動がいま大切に思っている。そして、最後に得るものがあってこそ、次のチームづくりに結びつくし、個人の成長が生まれるといえる。

(奥池 賢二)

## むしりとれ！ 勝利解決

大詰めの国鉄闘争。先送りでごまかして来た二十八兆円の旧国鉄債務処理は来年度予算編成の焦点となり、政府は十一月末までに抜本処理策を決めなければならない。当然、浮上する債務膨張の責任問題も出て来よう。

労使紛争の解決に最も敵対してきたJ R東日本会社は「神奈川バッチ事件」(九七年八月・横浜地裁)の敗訴、「東京自動車脱退強要事件」(九七年九月・東京高裁)での控訴棄却と相次ぐ司法の「断罪」により、決定的なダメージを受けている。「労働委員会で連敗しても、裁判では連勝する」と豪語してはばからなかったJ R東日本。採用差別事件での東京地裁の動向もあいまって、J R会社の悪業の数々が白日の下明らかにされる日も目の前だ。

国労を支援する仲間六万人が集った中央・団結まつり。国労への追い風に乘って、一気加勢にJ R会社を追い込み、全面勝利解決をむしりとろう！

(国労名寄闘争団)

## ◇ 読者からのおたより ◇

瀕死のフジモリ ペルーのフジモリ大統領の支持率は十二月現在で十五%以下に。ペルーのビジネススマンは名刺の肩書きに、モンテシノス国家情報部顧問にあやかっつて、誰の「顧問」と書くことがはやっている。フジモリへの原住民の支持はない。 (千葉・N)

編集部より 中南米全体が同じ傾向のようですね。グローバリゼーションは新たな段階での「帝国主義」政策を激化させていますから。

東京清掃労組「激励団」 東京清掃労組激励交流団の皆さん(二〇名)が、北海道国労留萌闘争団を訪問。激励団を代表して石川教宣部長は「闘争団の生の実態を学び合いたい」といわれた。「自治権の拡充や自区処理の原則、資源循環・環境保護型清掃事業への転換」など、環境問題へと学習闘争を深め留萌闘争団は、「廃油を使ったりサイクル石けんの」製造、留萌市とタイアップし廃食油の回収や委託業務を請け負うことで環境問題の一役を担いたい。

(国労留萌闘争団)

これからが「出番」

行革で医療・福祉を切り、日米構造協議で無駄な公共事業(諫早湾埋

め立て等)を伸ばす。これと言った反対勢力のない政治情勢、我を忘れた社民と民主の労組票獲得合戦、シラケた勤労大衆といかに結びつくか。これからが私たちの出番ではないでしょうか。皆様、一九九八年もよき「社会通信」を宜しく願います。(佐賀・T)

**地雷保有の意味** 先の参議院の質疑で「日本も地雷を百万発も保有しているのか」という問題が出され、それに関連して「どこかの国が攻めてきたら侵入できないよう海岸一帯に敷設して、そこで全滅させるのだ」との政府答弁がありました。まるで、日本列島が戦場になることを当然とした発言です。国を守るとはどんなことでしょうか。それは国民の生命や財産に何の危害もなく、安全であることだと思います。地雷の保有は国民を危険にさらし、日本国中を戦場化するということであり、断じて許せません。(徳島・T)

編集部より いよいよ「かれん誅求」、黙っていられない時代への突入です。

**産別強化** 私鉄の労働運動においても益々産別機能が低下し、来春闘の基本方向の動きも企業内労働運動を助長するものとなりそう。資本主義の根本的問題である資本間の競争にまきこまれた労働運動がどうなるかは、戦前の例を引き出すまでもなく、すでに各職場にあらわれている事実がしめしている。私鉄反合研の中心的テーマである産別強化は、この流れに少しでも抵抗するものであり、その意味でも、ともに頑張りたい。(私鉄・K)

**「とれ」「とるな」とも** 先日の支部団交でも問題になった生休の取得状況。いくつかの職場で九四年よりも取得率が上がったところもあるが大体は下がっている。F職場などは七八%が1%強だ。それと、全く行使していない職場が二ヶ所から六ヶ所に増えてしまった。支部団交での総婦長の答弁。生休をとるなどは言っていない。とるようにも言っていない。とれないという状況だと思ふ。(協病労組帯広支部・みんな)

**仲間がもどった** 私たちの組合は、九名の組合員ではありませんが、十勝民間労働組合協議会・平和運動センター・連合の多くの方のご支援のもとで、組合員を帯広に戻したという事と、初めて協定書を結んだ事は大きな闘争の成果であったと思います。この闘いを通して、労働者の権利を守る闘いの大切さを身にしみて感じましたし、組合として多くの財産を残したことも事実であります。この闘いの成果をふまえ、今後予想されるFA化・合理化反対闘争に向けて再度頑張っていく決意も確認しました。今後とも地区コカ・コーラ労組に対しさらなるご指導をお願いいたします。(北海道地区コカ・コーラ労組)

**「有事」の準備より「信頼」の醸成** 十一月二十日、福岡市内の須崎公園で、ガイドラインに反対する九州ブロック総決起集会が開催された。日米両政府は、九月二十三日「新ガイドライン」に合意した。内容は、日本周辺地域での米軍に対する支援、提供など四十項目にわたっている。この集会には、九州各地から五千名が参加した。アジアに新たな緊張をつくりだす、「ガイドライン」「有事立法」化の動きに反対し、行動を展開することを確認し、福岡市内をデモ行進した。(国労博多闘争団)

**国労家族会大会** 大会では、夫たちの働かされ方や、五五才、五七才からの賃金カット、宿舍料金の値上げ等JR会社での問題点が出されました。特に貨物会社の格差がひどく、格差の解消に向けての国労の取り組みが期待されていました。大会の休憩中には、イギリス・リパブルで解雇撤回を闘っている港湾労働者のビデオを観賞し、ちょうど国鉄の「分割・民営化」の時を彷彿させる状況に怒りをあらたにしました。(国労家族会・O)